

氏名(国籍)	ドゥラメ イブラヒマ (セネガル共和国)		
学位の種類	博士 (国際政治経済学)		
学位記番号	博 甲 第 3065 号		
学位授与年月日	平成 15 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当		
審査研究科	国際政治経済学研究科		
学位論文題目	Protecting the Marine Environment against Oil Pollution by means of Liability Law-Current Solutions and Future Prospects (賠償責任法による油濁汚染に対する海洋環境保護—現在の解決と今後の展望)		
主査	筑波大学教授	P h . D . (国際関係論)	赤根谷 達 雄
副査	筑波大学助教授	L L . M . (国際法)	河 野 真理子
副査	筑波大学教授	博士 (法学)	波多野 澄 雄
副査	筑波大学講師	P h . D . (国際法)	吉 田 脩

論 文 の 内 容 の 要 旨

本論文は、海洋における油濁損害事故の場合に十分な金銭賠償を確保するために作られた条約上の制度を検討し、その意義と残された問題点を論じ、より整備された制度の構築を提言しようとするものである。

第一章は、全体の議論への導入として、実務上と理論上の問題の所在を整理している。

第二章は、条約によって構築された国際的な制度の問題点の分析に先だて、特別の制度が必要となった背景が論じられている。従来の国際法と国内法の規則が油濁損害事故における十分な金銭賠償の確保のために限界を持つことが示されている。まず、国際法の分野において、違法行為に対する国家の責任を問うという国家責任の分野の慣習法規則が、過失責任、当事者適格、補填の対処となる損害という観点から、油濁損害についての金銭賠償について限界を持つことが示されている。第二に、いずれかの国の国内法に準拠して国内的な制度のもとで、油濁損害についての金銭賠償請求を行なう場合に、管轄権の設定、準拠法の選択、判決の執行という観点で被害者にとっての困難が生ずることが示されている。これらの国際慣習法と国内法に内在する問題点のゆえに、油濁損害事故での被害者の救済や事故の処理に十分に対応するため、特別な国際的な制度が必要になることが実証されている。

第三章では、油濁損害事故において十分な金銭賠償を確保するための条約上の制度として、初期の2つの条約の分析がなされている。第一節では1967年のトリー・キャニオン号事件が国際的な条約制度の構築に与えた影響が説明されている。第二節で、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約 (1969年)」、第三節で、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約 (1971年)」の基本的な制度を整理し、その上でこれらの条約に基づく金銭賠償制度の問題点が分析されている。1969年条約は、無過失責任の導入、船主の有限責任、保険制度、金銭賠償の請求と判決の執行のための裁判規則の面に特色があり、1971年条約によって、金銭賠償の支払いが確保されていることが説明されている。筆者はこれらの2つの条約について、従来の問題点を解決したという意味で大きな発展が見られるものの、その後の状況の変化や環境問題への関心の高まりによって、その改正が必要になったと結論づけている。

第四章では、第三章で扱った1969年条約と1971年条約の適用の限界と問題点がその後の条約制度によってどのように、どこまで補完、改善されたかが論じられている。ここでは1984年改正議定書と1992年改正議定書に基づ

く制度が分析の対象とされる。まず、最初に1969年条約と1971年条約の問題点として、バラスト水による汚染が金銭賠償の対象にならないこと、油の流失が始まる前にとられる防止措置が金銭賠償の対象とならないこと、汚染損害の定義が狭いこと、条約の適用範囲が領海にとどまること、金銭賠償の額の限度が制限的過ぎ、大規模な事故に対応できないことが指摘されている。そして、これらの問題点を解決するために締結された1984年議定書と1992年議定書では、船舶の定義が積荷の性質ではなく、船舶の構造的な性格に着目したものにかわったこと、事故の定義が拡大されたこと、汚染損害が改めて定義されたこと、金銭賠償の限度がより高くされると同時にその限度額を見直す制度が設けられたこと等の点で改善が見られるとされる。ただし、油濁損害事故についてのより有効な対応という観点から、1984年議定書と1992年議定書にも依然として問題があるという結論を得ている。

第五章では、第三章と第四章での分析を受けて、より完全な金銭賠償の実現のために、条約に明文の規定がない種類の汚染損害に関する金銭賠償がどのように確保されるべきかが論じられている。筆者によれば、完全な金銭賠償を実現するために賠償の対象とすべき損害にあたるのは、第一に防止的措置についての損害、第二に、環境損害、第三に天然資源に対して生じた損害が論じられている。防止的措置に関する損害については、実際の油の流出が始まる前に取られる様々な措置の中で、どのような範囲の措置が金銭賠償の対象となりうるかが検討されている。環境損害については、油濁損害事故では、事故の結果生ずる直接的な損害だけでなく、付随的な環境損害がどの程度金銭賠償の対象となりうるかが論じられている。本稿で検討の対象とした条約のいずれもが明確な規定を置いていないため、条約上の制度の分析では不十分であるとの見地から、環境損害に対する金銭賠償についての各国の国内法制度が比較検討されている。そしてさらに、油濁損害のための基金のもとでのこの種の損害が扱われた先例の検討がなされている。加えて、国内法制度よりも基金の制度の方が環境損害についての金銭賠償がより柔軟に扱われていることが示されている。天然資源に対する損害については、今日、天然資源という概念が生態系の維持全般を包含するものに拡大していることを踏まえ、油濁損害事故に付随して生ずる環境損害についての金銭賠償がどの程度請求されうるかが論じられている。この点については、現在の条約のもとでの制度では必ずしも十分な金銭賠償が確保され得ず、米国の国内法制度の方がより柔軟な対応をしているとしている。

以上の議論を踏まえて、本稿では、現在の制度の改善策として4つが提言されている。第一に現在の条約によって設けられている油濁損害事故についての金銭賠償制度は金銭賠償の範囲や機能について依然として問題点が残されているとする。この点についての改善策として2つの選択肢が示されている。一つに、事故を起こした船舶の船主の金銭賠償責任を有限責任であることを主張する権利を船主側に認めつつ、船主がその権利を主張するためには、船舶の十分な管理のための国際法規則を遵守していることを示さねばならないという制度を構築するというものである。また、もう一つに、船主の有限責任そのものを撤廃することも改善策の選択肢として提示されている。

第二の解決への提言は、金銭賠償の支払い責任を船主だけに集中させるのではなく、船舶の運行と積荷にかかわる様々な主体、石油産業の従事者などの間で、金銭賠償責任を調整すべきであるというものである。第三は、船舶の運行全般を視野に入れた金銭賠償の支払い基準を検討すべきであるというものである。最後に、天然資源に対する損害という考え方を導入することである。このような改善をすることによって、より十分な金銭賠償の支払いの確保が可能になるよう検討していくべきであるとの結論が示されている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文の学術的な意義は以下の3点にあると考えられる。第一に、油濁損害に対する金銭賠償の確保のための制度を国際法体系全体の中で位置付けることを試みている点、第二に、1969年条約から1992年の改正議定書までの制度の補完と改善の過程全体の詳細な分析を基礎として、この分野で現在存在する制度の概観を試みている点、第三に、現在の制度をさらに整備し、一層有効な金銭賠償制度を構築するための具体的な提言がなされている点

である。第一の点は、第二章で国家責任法や国内法制度の詳細な検討を行なった上で条約上の制度の検討を行なっていることと、最後の提言で、油濁損害を環境損害と関連付けてとらえようとしている点に現れている。第二の点は、第三章および第四章の手堅い分析手法に見られるものである。第三の点については、国内法での環境法の発展も考慮した上で、油濁損害事故における十分な金銭賠償を実現するために賠償の対象とすべき損害の範囲、金銭賠償の支払いの責任を担う主体について具体的な提言をし、かつ海洋環境保護全体の中での油濁損害事故での救済がどのようにあるべきかが論じられている。特に第三の点は、この論文の貢献として高く評価されるべきものである。

ただし、本稿にも問題点がないわけではない。国際慣習法の議論で用いられた国家責任、過失、完全な賠償といった最も核心的な概念についての議論が必ずしも十分に尽くされていないため、条約によって特別に作られた制度の中でそれらの概念がどのように、またどの範囲で修正され、またその修正が国際法体系一般の中でどのように評価されるべきかが十分に論じられていない点である。

しかしながら、この理論的な面での若干の欠点は本稿が金銭賠償制度の充実というきわめて実証的な観点に着目して執筆されているがゆえであると判断されるので、この論文が博士論文として十分な内容であるという評価に影響を与えるものではないと考えられる。

これらの審査結果により、本論文は博士の学位を授与するに十分な内容を持った論文であると判断される。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。